

大規模小売店舗立地法に基づく新設届  
「(仮称) 仙台市太白区茂庭計画商業施設」概要

資料 1

1	大規模小売店舗の名称、所在地	(仮称) 仙台市太白区茂庭 計画商業施設	仙台市太白区茂庭土地区画整 理 8 街区	
2	大規模小売店舗を設置する者の 氏名(名称)、代表者、住所	株式会社フォレストモール 代表取締役 多田 直樹	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号 新宿住友ビル 11 階	
		株式会社ダイユーエイト 代表取締役 浅倉 俊一	福島県福島市太平寺字堰ノ上 58 番地	
3	大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名(名称)、代表者、 住所	株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫	福島県郡山市朝日二丁目 18 番 2 号	
		株式会社ダイユーエイト 代表取締役 浅倉 俊一	福島県福島市太平寺字堰ノ上 58 番地	
		他 3 社 未定		
4	大規模小売店舗の新設をする日	平成 29 年 11 月 24 日		
5	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計	8,897 m <sup>2</sup>		
6	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
①	駐車場の収容台数	駐車場 1	ヨークベニマル棟、 ドラッグ棟、百均棟 南側	231 台
		駐車場 2	ダイユーエイト棟 東側	209 台
		合計		440 台
②	駐輪場の収容台数	駐輪場 1	ドラッグ棟南西側	9 台(自転車) 8 台(原付)
		駐輪場 2	ヨークベニマル棟 南西側	30 台(自転車) 5 台(原付)
		駐輪場 3	ヨークベニマル棟 南東側	24 台(自転車) 6 台(原付)
		駐輪場 4	百均棟南側	6 台(自転車)
		駐輪場 5	飲食店 2 棟北側	9 台(自転車)
		駐輪場 6	ドラッグ棟北西側	25 台(自転車) 28 台(原付)
		駐輪場 7	ダイユーエイト棟 北東側	24 台(自転車) 14 台(原付)

		駐輪場 8	ダイユーエイト棟 南東側	41 台 (原付)		
		合計		229 台		
③	荷さばき施設の面積	荷さばき施設 1	ヨークベニマル棟 北西側	78 m <sup>2</sup>		
		荷さばき施設 2	百均棟北側	27 m <sup>2</sup>		
		荷さばき施設 3	ダイユーエイト棟 北側	78 m <sup>2</sup>		
		合計		183 m <sup>2</sup>		
④	廃棄物保管施設の容量	廃棄物保管施設 1	ヨークベニマル棟 北西側	1.4 m <sup>3</sup>		
		廃棄物保管施設 2	ヨークベニマル棟 北西側	10.7 m <sup>3</sup>		
		廃棄物保管施設 3	ドラッグ棟北側	5.8 m <sup>3</sup>		
		廃棄物保管施設 4	百均棟北側	3.9 m <sup>3</sup>		
		廃棄物保管施設 5	ダイユーエイト棟 北側	11.7 m <sup>3</sup>		
		合計		33.5 m <sup>3</sup>		
7	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項					
①	小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ヨークベニマル	9:00~22:00			
		株式会社ダイユーエイト	7:30~21:00			
		他 3 社 未定	9:00~22:00			
②	来客が駐車場を利用することができる時間帯	7:00~22:30				
③	駐車場の自動車の出入口の数	4箇所 (出入口 E-1、E-2、E-3、E-4)				
④	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 1	6:00~22:00			
		荷さばき施設 2	6:00~22:00			
		荷さばき施設 3	6:00~22:00			
8	届出年月日	平成 29 年 3 月 23 日				

## 住民説明会の実施状況及び質疑事項等

大規模小売店舗の名称	(仮称)仙台市太白区茂庭計画商業施設
説明会の日時・出席人数	1回目：平成29年5月9日（火）15:00～ 25名 2回目：平成29年5月9日（火）19:00～ 18名
説明会の会場	生出市民センター（仙台市太白区茂庭字新熊野64番地）

### 意見陳述の内容及びそれに対する回答

#### 【第1回】

No.	意見陳述	回答
1	新設信号を設置すると茂庭交差点との信号間隔が短い。営業前ではあるが、ジョイフル前の信号交差点も朝は混雑している。E-2出入口に左折レーンが必要ではないか。将来的には、北側道路の隅切りを考えてほしい。	現状の信号の間に新設信号を設置する計画ですが、250mほど離れています。E-2出入口は24時間開放の道路となっています。実際の駐車場入口まで引き込めるため、滞留は少ないと考えます。また、新設信号の交差点には左折レーンも設置しますので、こちらからの入場も可能です。北側道路の北側の土地は、区画整理事業外の土地ですので、現時点では対応できません。
2	ダイユーエイトとヨークベニマルの駐車場間の出入りは自由なのか。	24時間開放の道路を挟んで行き来は可能です。
3	新しくできる信号は、茂庭の信号と連動しているのか。ゼネラル石油のガソリンスタンドを越えて車両が滞留しているが、それを判って計画しているのか。E-2出入口には左折レーンが無いのであれば、出入りが難しいのではないか。	連動制御になるとお聞きしています。現状の交通状況は承知しています。新設の交差点には、事実上、この施設のため100m以上の右折車線を土地区画整理組合が整備します。場合によっては、新設交差点の方に誘導することも検討します。
4	茂庭台方面に帰る場合は、新設交差点から帰るしかないのか。現状の中央分離帯はどうなるのか。北側道路から県道に右折することも可能なのか。	新設交差点から右折で帰ってもらう計画です。中央分離帯は、新設交差点部以外は、現状のままでです。交差点ですので、道路交通法上は可能ですが、3車線の道路を横切ることになりますので、来客車両の誘導としては、新設交差点の方に誘導します。
5	交通誘導員を配置する繁忙期はいつ頃と考えているのか。	まずはオープン時期に、誘導員を配置します。次に、セール時期、年末年始時期などに配置を考えています。

【第2回】

No.	意見陳述	回答
1	ジョイフル前の信号機は残るのか。	残ります。今回の計画は、新規に信号が付くという計画です。
2	ヨークベニマルは、自宅配達を実施しているのか。高齢者も多く、帰りが上り坂になっているので、配達があれば大変助かる。	店毎の対応となっています。貴重な意見として、検討させていただきます。
3	県道から北側道路に入るのか。道路がある以上、入る車両があり滞留が起こるのではないか。また、更に北側の道路にも入って来るのではないか。新しい交差点しか北側に帰れないのあれば、出るのに混雑するのではないか。朝晩は、新設交差点付近まで車が滞留している場合がある。調査して、どう評価しているのか。北側に新規の道路でもできるのかと思っていたが、既存の道路でやりくりするとの計画であれば、万が一混雑した場合の対策は、どう考えているのか。	北側道路の北側の土地は、区画整理事業外の土地になりますので、現時点では触れないのが実情です。 新設交差点の右折車線は、全く新規に設置するもので、現状、走行車線の2車線が渋滞していても、新規の右折車線に影響が出る事はないと考えます。新設交差点はT字交差点であり、国道側に出る際には対向車が無いため、右折でも出やすくなっています。国道側に速やかに出てもらうような誘導を心がけます。
4	駐車場から出る方向は？ 北側に帰ることもあるのか。	E-1交差点から国道側に出てもらうため、右折出庫をしてもらいますが、近隣の方の帰宅もありますので、100%は難しいと考えます。
5	茂庭台方面から来た場合は、国道に出ないといけないのか。	北側道路は公の道路ですので、通行を制御することは出来ませんが、当該交差点は狭いので、国道からの出入りをお願いします。
6	北側の農道からの来店も可能なのか。	公の道路ですので、誰でも通行可能です。そちらから来られた場合も来店していただくことは可能です。
7	公道から敷地内への段差はあるのか。飲食は具体的にどういうものが入るのか。アルコールが出る店もあるのか。営業時間は、夜遅くまでするのか。ダイユーエイトの営業時間が午前7時半からというのは、早いのではないのか。何を販	ダイユーエイト側は高低差がありますが、緩やかなスロープとしています。ヨークベニマル側も高低差がある箇所はスロープ設置しますし、高低差がない箇所は、そのまま入っていただけます。中華と和食の店舗を計画しています。ファミリーレストランに近い感じ

	売しているのか。	の店ですので、居酒屋のように酒類の豊富な店ではありません。1店舗は夜遅く、閉店時間が午前に入る可能性もあります。午前7時半から営業開始の店では、農業資材・建築資材を主に販売しています。基本は午前9時から午後8時ですが、地域の要望に応じて営業しています。
8	茂庭交差点の渋滞を避けて、南側の市道に抜けている車両も多い。行楽時には秋保方面から渋滞することもある。北側道路の地元民は利用するのではないか。	茂庭交差点の特殊状況も把握しています。そのため、台数の多い東方面からの来客を、茂庭交差点の手前の新設交差点で入ってもらう事を重点として土地区画整理事業で整備してもらいました。まずは、オープン時に広域に誘導員を配置し、来店ルートを認知してもらうことが大切であると考えています。交通調査した結果では、休日よりも平日が多く、朝のラッシュ時にはヨークベニマル側の店舗が開店していないため、重なりは少ないと思います。
9	北側道路も利用されると思うが、道幅が狭いので一方通行等を行るべきではないか。新設交差点の南東の下り坂を下ったところのカーブに、右折レーンを設置するのは危険ではないか。	立地法は届出ですので、許可を受けるとか言うものではありませんが、交差点については、組合が警察と協議して、事実上の許可を受けて設置するものです。この届出をするに当たり、仙台市の各部署や県警と協議した上で、計画を立案していることをご理解ください。北側のインフラが弱いことも理解はしていますが、交通規制は民間では出来ません。
10	シャトルバス計画はあるのか。歓迎しているので、今後も話し合いを持ってほしい。 今回の計画の西側・南側のデベロッパーはどこなのか。	連合会の方と循環バスについて協議したことがあります。 茂庭土地区画整理組合を通じて、地元の会長と話をいたしました。今後も検討します。 当社ではありませんので、情報はありません。
11	21世紀商業開発とはどんな役割をしているのか。 説明会の位置付けとはどういうものなのか。	立地法の届出を行うコンサルタントです。 届出後、2ヶ月以内に周辺の皆様に周知するのが目的の説明会です。

	<p>この後、計画を変えることはあるのか。</p> <p>開店後、この計画が変わる、営業時間が変わるとか、店舗が変わるとか、の時に説明会は行うのか。</p>	<p>この計画で進めたいと考えています。</p> <p>900 m<sup>2</sup>ぐらいの店舗が新たにできることか、営業時間を延ばしますとかの場合は、説明会が必要であり、開催します。</p>
12	荷さばきのトラックは北側道路を通るのか。	北側道路を通りますが、県道側を出入りすることはありません。
13	鈎取店のヨークベニマルと同じくらいか。	鈎取店は 800 坪で、今回の店舗は 700 坪ですので、少し小さいですが、品揃えはほぼ同様です。品揃えについては、店舗に要望してください。
14	開店日は、11月 24 日か。	現時点の予定は、そうです。

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課名：道路管理課
店舗名	(仮称) 仙台市太白区茂庭計画商業施設		
検討経過 及び内容 (住民等の意 見に関する検 討を含む。)	<p><b>1. 検討経過</b> 店舗計画の協議については、交通管理者（宮城県警察本部交通規制課）、交通政策課も含む協議を行った。</p> <p><b>2. 検討内容</b></p> <p>(1) <b>交通障害の有無</b> 来退店車両による交通障害の有無について、交通点解析などを行い、周辺交通に影響がないことを確認した。</p> <p>(2) <b>安全対策に係る指導事項</b></p> <p>① C-2 荷さばき施設の荷さばき用出入口について、交差点隅切り 5m以上、確保した位置に計画することを指導した。</p> <p>② 店舗の直近に設置する駐車場にあって、来退店利用者の安全確保に車止めを設置するよう指導した。</p> <p>&lt;参考図面等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物配置図（図面No.4） P27</li> </ul>		
部会の意見 の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課名：交通政策課
店舗名	(仮称) 仙台市太白区茂庭計画商業施設		
検討経過 及び内容 (住民等の意 見に関する検 討を含む。)	<p><b>1. 検討経過</b> 駐車場について、「大規模小売店舗立地法」及び「駐車場法」等に基づき、協議を行った。</p> <p><b>2. 検討内容</b></p> <p><b>(1) 駐車場の構造等に係る指導事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①駐車場の収容台数が、大店立地法指針値に基づく必要駐車台数を満足すること。</li> <li>②駐車場の収容台数のうち3割以上が2.5m×6m駐車マスとして確保され、そのうち1台以上が身障者用駐車マスとして確保されること。</li> <li>③駐車場の構造等について、駐車場法の基準が適用されること。</li> </ul> <p><b>(2) 安全対策に係る指導事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①駐車場内の安全確保のため、停止ラインが路面標示されること。</li> <li>②歩行者の安全確保のため、歩行者通路が設置されること。</li> <li>③一般車と荷捌き車の出入口が分離されること。</li> <li>④駐車場出入口の管理について、駐車場利用時間終了後に出入口が閉鎖されること。</li> </ul> <p><b>&lt;参考図面等&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図面No.4 建物配置図：届出の添付書類 P.27</li> <li>・図面No.5 動線図：届出の添付書類 P.28</li> </ul>		
部会の意見 の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：騒音・照明部会	課名：環境対策課																																														
店舗名	(仮称) 仙台市太白区茂庭計画商業施設																																																
	<p><b>1. 検討経過</b>          騒音及び照明について、騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づき、協議を行い H28. 11. 22 協議終了したが、駐車場の利用時間を増加する旨の連絡があり、再協議を行った。さらに再協議の後に車路及び店舗の位置を一部変更する旨の連絡があり、再々協議を行った。最終協議の内容について、以下にまとめた。</p> <p><b>2. 検討内容 ①騒音</b></p> <p>(1) 等価騒音レベルの予測結果          総合的な騒音として等価騒音レベルを予測した。(予測高さ：1.2m)</p> <p><b>表1 等価騒音レベルの予測結果（昼間）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域</td> <td>第一種住居地域</td> <td>第二種住居地域</td> <td>市街化調整区域</td> <td colspan="2">準工業地域</td> </tr> <tr> <td>等価騒音レベル (dB)</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>53</td> <td>51</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>環境基準 (dB)</td> <td></td> <td></td> <td>55</td> <td></td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表2 等価騒音レベルの予測結果（夜間）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域</td> <td>第一種住居地域</td> <td>第二種住居地域</td> <td>市街化調整区域</td> <td colspan="2">準工業地域</td> </tr> <tr> <td>等価騒音レベル (dB)</td> <td>33</td> <td>35</td> <td>32</td> <td>42</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>環境基準 (dB)</td> <td></td> <td></td> <td>45</td> <td></td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒騒音予測の結果、保全対象側において基準値以下であり、周辺環境への影響は小さいと考えられる。</p> <p>(2) 夜間に発生する騒音の最大値予測結果          夜間の騒音レベルの最大値を予測した。夜間は店舗の営業時間外であり、機器類の稼働に伴う騒音及び駐車場内の走行音が対象となる。機器類の稼働に伴う騒音については最大 44dB の予測値であった。駐車場内の走行音の予測値を表3にまとめた。(予測高さ：1.2m)          駐車場内の走行音の予測において、道路対向の保全対象地で規制基準を超過した場合であっても、道路対向の保全対象地に住居がないことから、直近住宅においての予測を行った。</p>	予測地点	A	B	C	D	E	用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	市街化調整区域	準工業地域		等価騒音レベル (dB)	46	47	53	51	49	環境基準 (dB)			55		60	予測地点	A	B	C	D	E	用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	市街化調整区域	準工業地域		等価騒音レベル (dB)	33	35	32	42	40	環境基準 (dB)			45		50
予測地点	A	B	C	D	E																																												
用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	市街化調整区域	準工業地域																																													
等価騒音レベル (dB)	46	47	53	51	49																																												
環境基準 (dB)			55		60																																												
予測地点	A	B	C	D	E																																												
用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	市街化調整区域	準工業地域																																													
等価騒音レベル (dB)	33	35	32	42	40																																												
環境基準 (dB)			45		50																																												
検討経過及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)																																																	

表3 夜間の騒音レベルの最大値

予測地点	a1-1		a1-25		a-1	
	敷地境界側	保全対象側	敷地境界側	保全対象側	敷地境界側	保全対象側
最大騒音レベル (dB)	79	49※1	58	48	79	42※1
規制基準 (dB)	45	50	45	50	45	50
用途地域	第二種住居	準工業	第二種住居	準工業	第二種住居	準工業
発生源	自動二輪車		自動二輪車		自動二輪車	
予測地点	a2-11		a2-20		a-11	
	敷地境界側	保全対象側	敷地境界側	直近住宅地	敷地境界側	直近住宅地
最大騒音レベル (dB)	58	38※1	79	29※2	79	30※2
規制基準 (dB)	45	45	45	45	45	45
用途地域	第二種住居	第一種住居	第二種住居	第一種住居 ※3	第二種住居	第一種住居 ※3
発生源	自動二輪車		自動二輪車		自動二輪車	

※1 走行速度 10 km/h とした場合の保全対象地においての予測値

※2 走行速度 10 km/h とし、保全対象となる南側直近住宅（距離 160m）においての予測値

※3 ※2 の予測地点における用途地域

⇒走行音由来の変動騒音については、敷地東側出入り口の敷地境界側予測地点において規制基準を超過したため、走行速度を 10 km/h とし、保全対象側で評価したが、一部で超過が見られたため、現存する保全対象となる直近住宅において予測したところ、基準値以下となつた。夜間の騒音については、現在のところ周辺環境への影響は許容範囲と考えられる。

### 3. 検討内容 ②照明

夜間照明については周辺環境に配慮された計画となっており、周辺の生活環境等への影響は少ないと考える。

#### <参考図面等>

##### ① 騒音について

- ・予測地点（騒音発生源施設・騒音予測地点等位置図）：届出書の添付書類 P40
- ・予測結果：関係資料

P12-13 昼間、夜間の等価騒音レベル予測結果

P13-15 夜間の騒音レベル最大値予測結果

##### ② 照明について

- ・屋外照明、広告塔照明等の計画と光害対策：届出書の添付書類 P22
- ・照度分布図：届出書の添付書類（屋外照明位置図） P41

部会の意見の有無	無し
意見の内容	

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：廃棄物部会	課名：事業ごみ減量課
店舗名	(仮称) 仙台市太白区茂庭計画商業施設		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p><b>1. 検討経過</b>            廃棄物等に関する処理計画について、「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項に関する指針」等に基づき、協議を行った。</p> <p><b>2. 検討内容</b></p> <p>(1) 廃棄物等の排出量等の予測            「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項に関する指針」に基づき、廃棄物の種類ごとに排出量を算出し、保管施設を計画するまでの廃棄物等の排出量を適正に予測している。            ※ 廃棄物等の必要保管容量 <math>29.806\text{ m}^3</math></p> <p>(2) 廃棄物の減量・リサイクル計画            再資源化の可能なものについては、積極的に資源化に取り組む計画となっている。</p> <p>(3) 廃棄物保管施設の計画            廃棄物等保管施設の設置については、小売店舗ごとに廃棄物等保管施設を設置する計画であり、排出予測量を十分保管できる計画となっている。            ※ 計画保管施設容量 必要保管容量  <math>33.496\text{ m}^3 &gt; 29.806\text{ m}^3</math></p> <p>(4) 廃棄物の運搬・処理方法等            廃棄物の運搬については、廃棄物保管施設に保管できる容量及び発生量を考慮した収集頻度を計画しており、問題はない。</p> <p>3. 留意すべき事項            特になし</p> <p>4. 協議結果            特に問題なし</p> <p>&lt;参考図面等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出書の添付書類               <ul style="list-style-type: none"> <li>「図面番号 6-1 平面図兼求積図（ヨークベニマル棟）(P. 29)」</li> <li>「図面番号 6-2 平面図兼求積図（ドラッグ棟・百均棟）(P. 30)」</li> <li>「図面番号 6-3 平面図兼求積図（ダイユーエイト棟）(P. 31)」</li> <li>「図面番号 10-1 廃棄物保管施設詳細図（ヨークベニマル棟）(P. 38)」</li> <li>「図面番号 10-2 廃棄物保管施設詳細図（ドラッグ・百均・ダイユーエイト棟）(P. 39)」</li> </ul> </li> </ul>		
部会の意見 の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：街並みづくり部会	課名：都市景観課
店舗名	(仮称) 仙台市太白区茂庭計画商業施設		
検討経過 及び内容 (住民等の意 見に関する検 討を含む。)	<p><b>1. 検討経過</b>            計画地は仙台市「杜の都」景観計画による市街地景観のゾーンのうち郊外住宅地ゾーンと沿線市街地ゾーンに位置しております。当該計画に定める基準について協議を行いました。            なお、ヨークベニマル棟、ダイユーエイト棟は、景観計画区域に係る行為の届出書が提出され、どちらも適合通知を交付しております。それ以外の建物についても、景観計画の基準に適合した計画であると判断します。</p> <p><b>2. 検討内容</b>            計画建物は、いずれも平屋建ての6棟（うち2棟は届出書提出時点では計画未定）で、彩度を抑えた外壁色を使用しており、周辺環境に配慮した計画となっております。            屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を満足するとともに、壁面広告物は、数を減らしたり、設置位置・サイズを揃えて設置し、また、2基設置するポールサインは、高さを揃えるなど、景観に配慮した計画となっております。</p> <p><b>3. 留意事項</b>            なし</p> <p>＜参考図面等＞            景観協議資料            P 30 完成予想図            P 31 全体立面図            P 32 山並みライン検証 全体完成予想図</p>		
	部会の意見 の有無		
	意見の内容		
	無し		

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：街並みづくり部会	課名：百年の杜推進課															
店舗名	(仮称) 仙台市太白区茂庭計画商業施設																	
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p><b>1. 検討経過</b>            緑化について杜の都の環境をつくる条例に基づき協議を行った。            なお、同条例に基づく緑化計画について、フォレストモールについては平成 28 年 11 月 4 日に、ダイユーエイトについては平成 29 年 1 月 18 日に認定済みである。</p> <p><b>2. 検討内容</b></p> <p><b>(1) 緑化計画面積、緑化率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷地面積</th> <th>必要な緑化率</th> <th>緑化基準面積</th> <th>緑化計画面積 (緑化率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フォレストモール</td> <td>18,629.94 m<sup>2</sup></td> <td>14%</td> <td>2,608.19 m<sup>2</sup></td> <td>2,858.80 m<sup>2</sup> (15.34%)</td> </tr> <tr> <td>ダイユーエイト</td> <td>13,384.64 m<sup>2</sup></td> <td>14%</td> <td>1,873.84 m<sup>2</sup></td> <td>1,986.28 m<sup>2</sup> (14.83%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 緑化内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォレストモール、ダイユーエイトとともに、主に敷地周囲において高木等による緑化を行っており、特に、国道側の接道部において樹木による緑化が行われていることから、街並みや景観に対する配慮がみられる。</li> </ul> <p><b>3. 留意すべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p><b>&lt;参考図面等&gt;</b>            届出書の添付書類：P 42～43</p>				敷地面積	必要な緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積 (緑化率)	フォレストモール	18,629.94 m <sup>2</sup>	14%	2,608.19 m <sup>2</sup>	2,858.80 m <sup>2</sup> (15.34%)	ダイユーエイト	13,384.64 m <sup>2</sup>	14%	1,873.84 m <sup>2</sup>	1,986.28 m <sup>2</sup> (14.83%)
	敷地面積	必要な緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積 (緑化率)														
フォレストモール	18,629.94 m <sup>2</sup>	14%	2,608.19 m <sup>2</sup>	2,858.80 m <sup>2</sup> (15.34%)														
ダイユーエイト	13,384.64 m <sup>2</sup>	14%	1,873.84 m <sup>2</sup>	1,986.28 m <sup>2</sup> (14.83%)														
部会の意見 の有無	無し																	
意見の内容																		

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：総括部会	課 名：地域産業支援課		
店舗名	(仮称) 仙台市太白区茂庭計画商業施設				
検討経過 及び内容 (住民等の意 見に関する検 討を含む。)		<p><b>1. 検討経過</b> 店舗計画全体について、「大規模小売店舗立地法」の趣旨に基づき、平成27年7月17日に準備書の提出を受け、計画の準備段階より協議を行った。</p> <p><b>2. 検討内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該店舗は交通量が多い国道沿いにあり、かつ、近隣の県道も同様の状態であることなど、渋滞が発生しやすい地域であることから、出店による影響を十分に考慮し、周辺交通への影響を低減する対策を検討するよう配慮を求めた。</li> <li>②当該計画敷地の南東側に丁字路交差点と信号機を設置し、交通障害が発生しないよう、安全な配慮を求めた。</li> <li>③届出内容について、周辺環境への影響が及ばないよう、関係部局と協議し、配慮するよう求めた。</li> </ul> <p><b>3. 留意すべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①店舗繁忙期などには、敷地北側の出入口も含めて、交通誘導員を配置するとともに、道路に駐車待ち車両が発生するなど周辺環境に影響を及ぼす場合は、迅速かつ適切な対応を取り、安全な店舗運営に努めること。</li> <li>②当該地域の周辺は土地区画整理事業が進行中であり、開発の動向に注視しながら、継続的に周辺環境に配慮すること。</li> </ul> <p><b>&lt;参考図面等&gt;</b> 建物配置図：届出の添付書類 P. 27</p>			
部会の意見 の有無	無し				
意見の内容					